会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名 第5回姫路市教育振興基本計画審議会 3 開催場所 姫路市総合福祉会館 5階 第2会議室 4 出席者 (出席者) 姫路市教育振興基本計画審議会委員11名 (事務局)教育長、教育総務部長、生涯学習部長、総務課長、教育企画課長、 教職員課長、学校指導課長、健康教育課長、教育研修課長、 育成支援課長、生涯学習課長、文化財課長、人権教育課係長 **5 傍聴の可否及び傍聴人数** 傍聴可、傍聴人1名 6 次第 1 開 会 2 挨 拶 3 議事

- 3 議事姫路市教育振興基本計画案(案)について
- 4 連絡事項
- 5 閉 会

7 会議の要点内容

以下のとおり

事務局

1 開会

第5回姫路市教育振興基本計画審議会を開会する。

教育長

2 挨拶

本日は、ご多用のところ、ご出席いただき感謝申し上げる。

平素は、本市の教育行政の推進に多大なご支援をいただき、この場をお借りして改めてお礼申し上げる。

さて、これまで、姫路市教育振興基本計画案について、4回にわたり審議を重ねて きた。

前回は、姫路市教育振興基本計画案の全体像をお示しし、指標を含む、計画案全体 についてご審議いただき、指標項目やその数値に対するご指摘や、文化や芸術、歴史 文化に関するご意見などをいただいた。

本日は、前回のご意見等を踏まえ、計画案に修正を加えたので、更にご意見をいただきたい。

先にご承認いただいたように、本審議会は答申も含め、あと2回の開催予定となっているので、本日、更にご意見を頂戴しながら、一応の案としてまとめていただきたいと考えている。

本日も引き続き、忌憚のないご意見、ご質問を頂戴したい。

事務局

会議成立報告

事務局

(資料の訂正)

資料 26 ページの指標「授業で、自分で調べたことを整理したりまとめたりしていると答える児童生徒の割合」について、平成 30 年度の小学生実績値を 80.0 に、令和 6 年度目標値を 82.5 に、同じく中学生実績値を 61.1、令和 6 年度目標値を 63.5 に修正していただきたい。

また、資料 41 ページ 指標「学習者用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数」について、平成 30 年度の実績値を 8.5 に修正していただきたい。

会長

(公開可否の決定)

本日の審議会は、異議がなければ公開とするが良いか。

(異議なし)

異議なしと認めて公開とする。

会長

(第4回会議録の確認)

前回の会議録を確認する。

委員の皆様には、事前に第4回審議会の会議録(案)をお送りしているが、これについて修正等、何か意見はあるか。

(異議なし)

会議録として決定し、市政情報センターやホームページで公開する。

会長

3 議事

それでは本日の議事について事務局から説明をお願いする。

事務局

議事 姫路市教育振興基本計画案(案)について説明

会長

ただ今、事務局から姫路市教育振興基本計画案(案)について説明があったが、全 体を通して皆様から忌憚のないご意見、またご質問等をいただきたい。

事務局

本日欠席の委員から意見をいただいたので、先に紹介する。

26 ページ以降の「施策の指標の実績値について、一部、平成30 年度と令和元年度が 混在している。施策内のそれぞれの指標を関連付けて姫路市の教育の成果を見ようと するなら、実績値とする年度をそろえる方が良いのではないか。」というご意見をいた だいた。

次に、2ページの「[個別計画等]の部分に、学校園教育指針を記載しないのか。」というご質問をいただいた。学校園教育指針とは、教育委員会が毎年作成し、全教職員に配付している冊子である。この冊子は、「姫路市教育振興基本計画」に基づき、本市の学校園における教育の目指す方向性や、その年の指導の重点を明確にしたものである。このご質問に対しては「計画の2ページの[個別計画等]の部分は、計画に相当するものを記載しており、学校園教育指針は、教職員になじみのあるものだが、指針であるため記載していない。」と回答した。

その他、体裁についてもご意見をいただいているが、この場での紹介は割愛する。

会長

第1期の検証について、概要を計画の前半ページに残し、詳細内容を後半ページに 移動させて分かりやすくなったと思う。

委員

37 ページの1-8-③「教育相談事業の充実」について、スクールカウンセラーの配置や増員の現状はどうか。保護者から、スクールカウンセラーが足りなくて、大体週1回か月1回くらいの相談日で校区の小中学校では相談が難しいので他に行ってほしいと言われると聞いたのだが、今後、増員などはあるか。

事務局

スクールカウンセラーは、市内の中学校に兵庫県から全ての学校に配置されている。 回数は週1回である。義務教育学校を含めて小学校 69 校中 18 校に配置されている。 配置されていない小学校には、計画的に中学校のスクールカウンセラーが関わること になっている。人数が満たされているかというと不足しており、兵庫県には増員を求 めているところである。市立3高のスクールカウンセラーは市の予算で週1回である。 スクールソーシャルワーカーは12名配置しており、週1回、市内を地域割りして小 学校6校、中学校6校を拠点として、その地域のスクールソーシャルワーカーに相談

スクールソーシャルワーカーは12名配置しており、週1回、市内を地域割りして小学校6校、中学校6校を拠点として、その地域のスクールソーシャルワーカーに相談してもらうことになっている。これも十分な人数とは言えず、文部科学省は中学校区に1人の配置をと言っているので、増員を求めているところである。

委員

学校としてもスクールカウンセラーがいて保護者の相談や今後の方針を共有できる から良いと聞いているが、相談する側があまり待たされることがないように配置して いただけたらと思う。ありがとうございました。

事務局

総合教育センターに窓口があり、カウンセラー、臨床心理士も常置しており、そちらも体制として備えている。

事務局

総合教育センターは教育相談員(臨床心理士の資格者)が17名おり、相談にあたっている。相談員以外にも学校長のOB等にアドバイザーで来てもらっている。相談や学校にも出向いて子供たちの様子を見る中で管理職や担任にアドバイスするというような取組も行っている。3歳~18歳の市内在住の子供、その保護者を対象に相談を行っているのでここで紹介しておく。

委員

宍粟市では、臨床心理士の有資格者が少ないので市民児童委員がスクールソーシャルワーカーになっていると聞く。参考にしてもらえればと思う。

委員

41 ページの指標「学習者用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」について、令和6年度に3人に1台とあるが、つまり、30人のクラスだったら10台が同時に接続するために十分な通信環境も整備されるのだろうか。

事務局

文部科学省の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)」指針に沿って整備を進めている。「学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備」ということで、「1日1コマ分程度、1人1台環境で学習できるのに十分な接続環境の整備」を進めている。

委員

48 ページの4-1-②「家庭教育に関する学習機会の充実」について、小学校の保護者として参観日やオープンスクールで集まる機会や学習する機会があることを十分に実感している。先日参加したオープンスクールでは、外部の方による栄養に関する授業があり、ただ見るだけでなく、私自身も栄養に関する知識を吸収する素晴らしい機会となった。そこで尋ねるが、事業説明にある「家庭教育講演会」とは講師の講演を聞くという従来の形式の授業なのだろうか。これからのアクティブ・ラーニングはどのような学習になるのか、参観するだけでなく、保護者も学習に参加できるような授業や、総合的な学習の時間で、私たち保護者や地域の人の考えや思いも学習の情報源の一つとして活用してもらえたら嬉しいと思うし、保護者の教育への理解も深まると思う。次回の基本計画の理念にも結びつくと思うが、オープンスクールについてどうだろうか。

事務局

まず、家庭教育講演会は講師の話を聞く形式で、保護者の参加型事業としては、あすなろ教室といったものがある。実情に応じた学習をしていただければと思う。

委員

36 ページの1-7-⑨に「外部人材等の活用」という項目もあって、私たち自身もこれから学校の教育がどうなっていくか、参観日は参加できない人もいるだろうが、オープンスクールであれば誰でも行けるような環境なので、その時に、子供にも、先生だけではなく、色々な人からの考えも聞いてほしいと思っていて、オープンスクー

ルを増やして活用すれば、保護者や地域の人たちとも継続的につながれるのではない かと思うがいかがだろうか。

事務局

オープンスクールは地域に開かれた学校の観点から、各学校によって、年に数回実施する学校もあれば、1週間続けて開催する学校もある。そして、オープンスクールは、子供の学習の様子について普段の学校生活の様子を見ていただきたいとの趣旨の下で実施している。ただし、学校によって外部人材を活用させていただく中で、例えば地域の高齢者と一緒に生活科で昔遊びを体験するといった活動を、保護者や地域の方も参加し交流の場として実施するような学校もあると思う。オープンスクールをそういう意味付けでやっているところも学校によって現にあると思う。

ただ、家庭教育をオープンスクールに組み込んで実施するということについては、 家庭教育の趣旨とオープンスクールの趣旨がそれぞれ違う可能性もあり、教育課程内 で行われることについては各学校で話し合っていただければと思う。

委員

それをするには学校評議員会か何かに提案するような形だろうか。

事務局

オープンスクールの際には、それぞれ地域や保護者の意見を聞く場があると思う。 また、評議員が来られる機会もあると思うので、評議員やPTAで話をしていただく ことは問題ないと思う。

委員

市立幼稚園の就学前の立場で意見を言わせてもらいたい。

26 ページの施策 1 - 1 「『確かな学力』の育成」の施策の目的で、主体的に学びに向かう力の育成というところがしっかりと記載されている。市立幼稚園も学校教育の始まりという意味で、去年あたりから、絵本からもう少し枠を広げ、特に図鑑を見る機会を子供たちに提供している。体験による学びというところで、子供たちが分からなかったり、気付いたり、不思議に思ったところをそのままにしておかないということを職員の共通理解としており、各園でも、子供たちが自ら図鑑で調べたりといったことを行う姿が大変多くなった。就学前から就学後につながっていく「自分で調べる力、主体的に学びに向かう力」が幼稚園の頃から姿として現れてきていると実感している。

また、36 ページの1-7-⑥の「郷土教育」と、先ほどオープンスクールの話との 関わりで、私の勤務する幼稚園でも明日がオープンスクールで、「祭りごっこ」という 行事を園の特色として相当昔から行っている。そこでは、地域の方に本当の太鼓の叩き方を教えていただいて、子供たちも一緒に叩いている。その行事には、保護者やその家族が総出で参観していて、地域の祭りさながらに盛大に行っている。そこには、学校評議員や地域の方も来てくださるので、ご意見をいただいて、次年度につなげいっているような状況である。この計画案の中には実践している内容が盛り込まれていて、「特色ある教育」が思い浮かびやすいなと思いながら聞いているところである。

33 ページの1-6-①「就学前相談・就学指導の充実」の特別支援推進事業、教育支援の連携支援や地域支援の活用について、各幼稚園で差があることを実感している。 5歳児は7月から小学校就学に向けて様々な連携支援を開始するが、専門機関をどのように活用するか、また、総合教育センター育成支援課との相談、小学校の校長先生やコーディネーターの先生と連携をどう図っていくかといったところで、より深くできている園もあれば、まだ浅いのではないかと思う園があるので、関係部署に支援してもらいながら取組を深めていきたいと思っている。

委員

40 ページの2-1-③「外国人児童生徒等多様な教育ニーズに対する受入れ体制の整備」で、「義務教育未修了者や外国籍の者等に対して、教育機会を確保する対策を検討するとある」が、これは夜間中学のことを指しているか。

事務局

ご意見のとおり、夜間中学を含む取組に対する記載である。

委員

含むということは、他にもあるということか。

事務局

教育機会を確保する対策の一つに夜間中学の設置があるが、他にも、現在日本語教室が開かれていることもあり、そういったところに支援するという方法もある。教育機会の確保はいくつか方法があると考えており、それらを含めて今後検討していきたい。

委員

以前に、元文部科学事務次官の前川さんが夜間中学の必要性を講演されたが、外国 人や未就学の人たちのための夜間中学を作ってもらいたい。もう一つ踏み込んで、夜 間中学という文言を計画に入れてほしいと思う。 事務局 夜間中学は県と連携して検討している段階である。

委員 検討していただけるということで了解した。

会長 夜間中学について、現在、国は県、政令指定都市は必ず設置してほしいと言っているが、中核市はそこまでではない。姫路市では検討するということである。

4ページ(2)ア「ICTによる技術革新」は、「情報通信技術(ICT)による技術革新」というように分かりやすく表記してはどうか。

45 ページの施策 3-2 の指標「児童人口($0\sim12$ 歳) 1 人あたり児童書貸出冊数」にある児童人口は $0\sim12$ 歳で良いか。

36 ページの1-7-⑦「消費者教育の推進」について、私は教員をしていた頃に消費者金融や自己破産の話をしていた。また、今は税理士なので、公民館や小学校から呼んでもらって、租税教育を行っている。消費者教育は大切なので、しっかりとやってほしいと思う。

会長 まず用語について、ICTはいかがか。

事務局 現在の計画同様に冊子の最後に用語説明のページを設定するといった方法も含め、 分かりやすいものになるよう努めたい。

会長 児童人口について、確かに、児童福祉法における児童は18歳まで、学校教育法は6~12歳なので、違和感がある。

事務局もう一度整理する。

事務局

委員

会長 消費者教育については、表現にもう少し生々しさがいるのでは、租税教育もいるのではないかということだと思うがいかがか。

> 消費者教育は、第1期計画の目玉となる取組として全市立幼稚園、小学校、中学校、 高等学校で消費者教育を実施している。平成28年度に消費者教育指針を作成して、全

学校園に配付し、全校で実施している。これは全国でも珍しい取組として注目されている。

本市で捉えている消費者教育は、金融に関することに加えて環境教育、食品、税に関することを網羅し、一消費者としてどう関わっていくかということを幼稚園から高校卒業まで勉強していくということで取り組んでいる。そのことに関連して、先ほどは割愛したが、4ページの「国・兵庫県の動向」に下線を引いているところについて少し説明すると「社会の大きな変化を受け止め、また、持続可能な開発目標(SDGs)をはじめとして社会の持続的な成長・発展を目標とする国際的な政策の動向も踏まえて」という文言を加えている。この持続可能な開発目標は世界の流れとして注目されているが、本市の消費者教育もまさにその理念を踏襲して実施しているものと考えている。もう少し詳しい表記をしてほしいということであったが、このように大きな範囲を含んでいることもあって現在の表記になっている。

また、消費者教育のポイントとして、成年年齢が 18 歳に引き下げられるということで、そこを事業内容に特筆している。

委員

37 ページの1-8-③「教育相談事業の充実」のところで、委員から、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの話があったが、スクールソーシャルワーカーの方が遅れているなと思う。今、時代の流れが非常に速く、スクールソーシャルワーカーの必要性は高まっているのではないか。例えば、県の予算がつくまで喫緊の課題対応として市で予算をつけるということも大事でないかという気がする。

また、今、スマホを小学生でもかなりの割合で持っている。50 ページにネットトラブル対策講座や薬物乱用についてさらっと触れられているが、もっと攻めの対策が必要ではないだろうか。

事務局

スクールソーシャルワーカーは市の予算で、現状は 12 名である。このままで良いと は思っておらず、必要性は十分認識しており、増員について引き続き財政側にも訴え ていきたい。

事務局

ネットモラル教育支援教材として、IDやパスワードの役割、フィッシング詐欺、フィルタリング、ネット依存等に関するものを先生がいつでも取り出せるように提供している。指導案も取り出せるし、活用として子供たちにワークシートも提供してい

る状況である。

事務局

ネットトラブル対策講座で、各学校に行って、スマホの利便性の裏にどういった危険があるのかを説明している。また、小学校、中学校の生徒指導の担当者会とも連携して情報提供及び現状報告をしている。今後もより充実させていきたいと思っている。

委員

24 ページの施策 1 - 2 の「豊かな心」の育成に、人権教育など並んでいるが、道徳 と人権の中に福祉や福祉学習という言葉は含まれていると理解しているが、その認識 で良いか。私は学校等で車椅子体験などに携わっていることもあり、お聞きしたい。

事務局

委員のおっしゃるとおり、28、29 ページの道徳教育、人権教育に福祉の要素が入っている。具体的な文言としては、1-2-3 「体験活動の充実」の2行目から3行目に、福祉体験、ボランティア体験が含まれている。

委員

先ほどの委員の質問を受けて、スマホの取組についてお聞きしたい。学校についてはワークシートや教材があると聞いたが、家庭に対しての教育のようなものはあるか。

事務局

スマホ講座に関連して、家庭に向けては年に1度になるが、小中学校生徒指導担当 者会と連携して、情報機器の使用についてということで、利便性を含めて家庭内ルー ルの設定や家庭で話し合ってほしいといった内容で、通信を発行している。

会長

学校は基本的に子供たちの育成の場で、そこに保護者の教育といったものも範疇に入ってはくるものの、それを主体にしていないところはある。ネット、スマホは保護者に自覚を持っていただかないと大変になると思う。

委員

57 ページのPDCAについて、1年ごとのDCAになっているところについて、プランは変えずアクションを変えるということかもしれないが、環境が変わったときに計画を見直すということであれば、Pの部分も入れる必要があるのではないかと思う。逆に毎年PDCAを行うのであれば、5年という外枠のPDCAはいらないのでは

ないか。

事務局

委員がおっしゃるとおり、Pを入れてはいないものの、57ページの2「社会情勢の変化等への対応」において、適宜情勢に応じた必要な見直しを行うことを明記している。

会長

年度計画は作らないので、Pを入れていないということだが、見直すこともあるのであれば、Pを入れておいてもおかしくないのではないか。また、Aは特にこだわるわけではないが、「見直し」というよりどちらかというと「改善」だと思う。

委員

東須磨小学校で事件が起こったが、ああいうものを防止していく意思表示を、市、 県、文部科学省でやるのか分からないが、今、教育振興基本計画を作っているところ なので、何か対応するものがあればいいのではないかと思う。教職員の使命以前の問 題が起きている。例えば、教員に必要な人間力といった文言を入れて、責任感とかに つないでいけばメッセージが発せられるのではないかと思う。

また、教育委員会と関係ないかもしれないが、51 ページの施策 5 - 1 「世界文化遺産姫路城の保存と活用」について、姫路城に特化した情報発信は部分的にはあるものの、総合的にはされていない。理由は簡単に言うと、姫路城博物館が無いからだろう。城郭研究室はあるが、研究されているが、展示機能が無く、市民から見えない。ミュージアムを教育委員会で作るというのは違う気がするが、どう考えるのかというところで、市長部局に任せるのではなく、教育委員会も関わっていって、研究成果も含め、あるものをどうやって見せていくのかということを、その機能を充実するというところで、教育委員会も発信していく必要があると思う。

会長

委員からは2点あったと思う。

事務局

人間力といった文言を入れて発信してはどうかというご意見について、職員への研修として、ライフステージ別研修や職能研修等を実施し、質の向上に努めている。どの研修を受けても教職員としての使命を前面に打ち出しているが、表現について今後考えていきたい。また、課題研修というものがあり、喫緊の課題を取り上げているので、倫理観を含めて教員の力を高める研修をしていきたい。

会長

東須磨の事案は理解を超えるもので、中央教育審議会でもその話が出る。文部科学

省もこれまでの常識では考えられない事態との認識で、現在調査しているところ。しかし、よく分からないのが現状である。校長も含めた組織としての問題も捉えなければならず、実態の解明を待っているところである。なかなか理解し難い内容でもあり、研修でどうこうできる問題ではないかもしれない気もする。組織の問題は少なくともあったのではないかと思う。

事務局

姫路城の保存と活用に関するご意見について、平成27年に姫路城跡中曲輪施設整備 方針が策定され、姫路城の展示学習機能と情報発信機能を兼ね備えた新たな施設を中 曲輪の中で検討するという大きな方針がある。しかし中曲輪は特別史跡になるので、 文化庁長官の現状変更許可が必要となる。計画案の中で具体的にどう記載できるかと いうところでは難しいところもある。

会長

私自身が聞きたいことだが、国、県、姫路市の計画もダイバーシティを理念としていることは非常に結構なことだと思う。それに関連して、ダイバーシティの例などとしてLGBTという文言は国、県の計画に使われていないか。

事務局

市としても取組としては行っている。

LGBTの文言が国、県の計画に含まれているということは今すぐには分からないので後ほど確認する。

会長

ダイバーシティの中では必要なキーワードの一つで、教育政策として重要だろうと 思う。

他にご意見はあるか。

委員

66ページに不登校でない児童生徒の割合があるが、27年度、28年度の数値が反対なのではないか。

事務局

おっしゃるとおり、引き算のミスである。修正する。

会長

他に無ければ、本日の審議会でも沢山ご意見をいただいたが、次回は答申となるので、今回の修正の確認については会長一任で良いか。有意義なご意見が沢山あったが、

大きな表現や方向性の変更は無かったと思うので、修正確認を一任していただきたい と思うがよろしいか。

(異議なし)

他に審議したいことはないか。

会長

今日の議事はこれで終了したい。

進行を事務局にお返しする。

事務局

4 連絡事項

それでは、次回の日程について、お知らせする。

次回、第6回審議会を11月18日午後2時から開催したいと考えている。

本日いただいたご意見を踏まえ修正したものを会長にご確認いただき、次回、答申 を行っていただきたいと考えている。

事務局

5 閉 会

以上で本日の審議会を終了する。